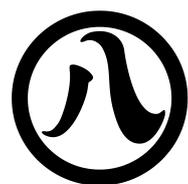


名古屋市ファミリーシップ制度 利用の手引き

名古屋市



目 次

- 1 ファミリーシップ制度の概要……P 2
- 2 ファミリーシップとは………P 2
- 3 宣誓を行うことができる方………P 3
- 4 宣誓に必要な書類………P 4
- 5 宣誓手続きの流れ（オンライン）… P 5
- 6 宣誓手続きの流れ（対面） ……P11
- 7 宣誓した後について………P13
- 8 自治体間連携について………P19
- 9 よくある質問………P25
- 10 相談窓口……… P27

1 ファミリーシップ制度の概要

性的少数者の方々や、様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、名古屋市ファミリーシップ制度を創設します。

本制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した二人が市に宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付するものです。

二人のほかに、生計を同一とするお子さんがいる場合で、希望する場合は、宣誓書受領証等へお子さんの名前を記載できます。

当制度は、法律上の婚姻制度とは異なります。宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではありませんが、この制度の導入により、市民や事業者の皆様に、性的少数者などの方々に対する理解が広がり、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指していきます。

2 ファミリーシップとは

名古屋市におけるファミリーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した関係及び、当該パートナーの一方又は双方の、生計を同一とする子を含めた関係」としています

名古屋市のファミリーシップ制度は、同性パートナーに限らず、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度にのれず、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象です。

3 宣誓を行うことができる方

ファミリーシップ宣誓をするには、2人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 成人（満18歳以上）であること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。（同居していなくても対象）
- (3) 宣誓者同士が婚姻（日本法により効力を認められる婚姻に限る。）していないこと。
- (4) 宣誓者以外の方と婚姻（事実婚を含む。）をしておらず、かつ、ファミリーシップを形成していないこと。

※すでに宣誓者以外の方とファミリーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でファミリーシップの宣誓等を行っている方は宣誓できません。（他都市の宣誓書受領証等の返還後は宣誓をすることができます。）

- (5) 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓をすることができません。

※ただし、宣誓者同士がファミリーシップ関係に基づく養子と養親の関係にある場合、または関係にあった場合は宣誓できます。

■直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等

■三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

■直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

4 宣誓に必要な書類

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主の氏名及び続柄」、「住民票コード」の記載を省略したもの（発行から3か月以内のもの）を1人1通ずつ提出してください。

宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

(2) 転入予定住所が確認できる書類（二人とも転入予定の場合）

名古屋市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し等）を提示してください。また、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。（宣誓後3か月以内）

(3) 独身であることを証明する書類（独身証明書等）

独身証明書等（発行から3か月以内のもの。）を1人1通ずつ提出してください。

外国籍の方は、本国が発給している「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」を、日本語訳を添付して提出してください。

(4) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■ 1点の提示が必要となるもの

運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

※ オンライン（宣誓用申込フォーム）を用いた宣誓の場合、本人確認書類についてその画像データの貼付が必要となります。

(5) 子の関係が確認できる書類（子の氏名の記載を希望する場合）

宣誓者の一方又は双方に、生計を同一にする、お子さんがいる場合であって、受領証等に当該お子さんの氏名の記載を希望する場合は、当該お子さんとの関係性を確認できる書類（戸籍謄本等）を提出することで、記載することができます。

※15歳以上の子について、氏名の記載を希望するときは、お子さんご本人が自ら希望したということがわかるものが必要です。（お子さん本人が自署した宣誓書やお子さん本人がその旨を自署した書類等）

宣誓時以降にお子さんの氏名の追記や削除等を希望される場合は、ファミリーシップ宣誓事項変更届をご提出ください。（15ページ参照）

(6) 通称名を使用していることが確認できる書類（通称名の使用を希望する場合）

社員証や学生証、通称名で3か月以内に届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料が必要です。ご希望の方は事前にお問い合わせください。

5 宣誓手続の流れ（オンライン）

- オンライン宣誓の方法は宣誓申込用フォームを用いた宣誓（5～8ページ参照）または、ウェブ会議システム（Zoom）を用いた宣誓（8～11ページ参照）の2種類がございます。希望する方法を用いて宣誓ください。
- オンライン宣誓では必要書類について別途名古屋市役所男女平等参画推進課へ送付いただく必要がございます。詳細はそれぞれの宣誓の「必要書類の送付」をご覧ください。
- なお、対面での申請を希望される方、オンライン手続が困難な方は「6 宣誓手続の流れ（対面）」（11・12ページ参照）をご覧ください。

【1】 オンライン（宣誓用申込フォーム）を用いた宣誓

(1) 概要

お二人から宣誓申込用フォームにてそれぞれ手続きをいただき、必要書類等については郵送にて名古屋市役所男女平等参画推進課へ送付いただきます。

宣誓申込用フォームへの入力事項及び郵送いただいた必要書類等の内容等を確認し、不備がなければ1週間程度でファミリーシップ宣誓書受領証等を原則郵送にて交付いたします。

宣誓用申込フォームでの申請については、本人確認のため、本人確認書類の画像データの貼付及び、本人確認書類とは別の顔写真※の貼付が必要となりますので、事前にご準備をお願いいたします。

【本人確認書類とは別の顔写真】

※ 本人確認書類との突合に使用します。

※ 3か月以内に撮影した、正面、上三分身（おおむね胸から上）、無帽、無背景、カラーのものとし、ご本人の顔が鮮明に分かるものをご提出ください。自撮り写真でもかまいません。

★ 注意事項

※宣誓をいただくお二人とも、それぞれ手続きが必要です。（お一人からの宣誓の手続きでは、完了しませんのでご注意ください。）

宣誓日については、原則お二人目の方の宣誓の手続きの入力が完了した日となります。

（2）宣誓の手続き

（宣誓者お二人とも、それぞれ下記手続きが必要です。）

【宣誓用申込フォーム】次のホームページアドレス・2次元コード

<https://logoform.jp/form/mX9C/226959>



○上記宣誓用申込フォームへアクセスいただき、必要事項の入力、本人確認書類及び本人確認書類とは別の顔写真（上記参照）の画像データの貼付をお願いします。なおアップロードいただく本人確認書類等の画像データは、ご本人のもののみでかまいません。

○必要事項には宣誓者のお名前やご住所、ご連絡先等宣誓事項のほかに、宣誓者とパートナーのお二人でご自由に決めていただく5文字以上20文字以下の文字を、キーワードとしてご入力いただく必要がございます。

宣誓者お二人が同じキーワードを共有していることをもって、双方に宣誓の意思があると判断いたします。※なお、このキーワードは、宣誓時のお二人の意思確認のみに使用するもので、宣誓書受領証等に記載されるものではありません。

- 入力内容や提出データに不備等がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がございます。
- お二人の手続きの期間が2週間以上離れている場合は、受付できない場合がございます。

(3) 必要書類の郵送

必要書類（二人分※共通の書類は1通でかまいません）を名古屋市男女平等参画推進課まで送付してください。「4 宣誓に必要な書類」についてもご確認ください。（4・5ページ参照）

【必要書類】

《すべての方》

- ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ② 独身であることを証明する書類（独身証明書等）
- ③ 切手180円分（定形外規格内）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形外規格内）※宣誓書受領証等について郵送以外で受け取りを希望される場合は、別途ご相談ください。

《宣誓者のお二人とも転入予定の場合》

- ④ 転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写しなど）
※転入後に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出する必要があります
（宣誓後3か月以内）

《子の氏名の記載を希望する場合》

- ⑤子の関係が確認できる書類（戸籍謄本等）
※お子さんの年齢が15歳以上の場合、お子さんご本人がファミリーシップ宣誓書受領証等へ名前を載せることを希望した旨がわかるもの（お子さん本人が自署した宣誓書やお子さん本人がその旨を自署した書類等）

《通称名の使用を希望する場合》

⑥通称名を使用していることが確認できる書類

社員証や学生証、通称名で3か月以内に届いた郵便物などのコピー等

(4) ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

○宣誓者のお二人から宣誓の手続き及び、必要書類の到着をもって、交付手続きを開始いたします。

○不備等がなければ、「ファミリーシップ宣誓書受領証」、「ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」を宣誓者へそれぞれ交付します。

○交付には、申請または必要書類の到着の確認から1週間ほどかかります。原則郵送いただく返信用封筒の宛先のご住所へ郵送いたします。※郵送以外を希望される場合は別途ご相談ください。

(5) 留意事項

○名古屋市ファミリーシップ制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありません。

○宣誓、受領証等の交付に費用はかかりません。

※宣誓に必要な書類の交付手数料、返信用封筒及び切手代などは、宣誓者の自己負担となります。

○提出された書類や記載されている個人情報等の内容は、厳重に守ります。

【2】オンライン（ウェブ会議システム）を用いた宣誓

(1) 概要

事前にご予約いただいた宣誓日時に、ウェブ会議システム（Zoom）を用いて、お二人同時に会話できる環境において、宣誓（宣誓書への自署）及び本人確認を名古屋市職員が行います。自署いただいた宣誓書及び、他の必要書類については郵送等によりご提出いただきます。

郵送いただいた必要書類等の内容等を確認し、不備がなければ1週間程度でファミリーシップ宣誓書受領証等を原則郵送にて交付いたします。

(2) 宣誓日の予約[事前]

○宣誓予定日の原則 3 か月前から 1 週間前までに、次の方法でお二人とも出席できる日を事前予約してください。

(予約先：名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課)

①電話： 052-972-2234 平日の午前9時～午後5時
(正午～午後1時除く)

②FAX： 052-972-4206

③予約申込フォーム：次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/form/mX9C/529686>



○予約時には、以下の事をお伝えください。

①宣誓希望日・時間帯(第3希望まで)

宣誓できる時間：平日午前10時～午後4時30分

②宣誓されるお二人の氏名・ふりがな

次の場合は追加でお申し出ください。

・通称名で宣誓する場合：通称名

・宣誓者が外国籍の方：日本国籍でないこと

・子の氏名を記載する場合：子の氏名・ふりがな(5ページ参照)

③代表の方の日中の連絡先・メールアドレス

○予約の連絡をいただいた後、名古屋市から「宣誓日時、必要書類等」の調整・確認のため、2開庁日以内にご連絡します。また、あわせてご予約いただいたオンライン宣誓で使用いたします「Zoom ミーティングルームのID 及びパスコード」についてご連絡します。連絡が来ない場合は、お手数ですが男女平等参画推進課までご連絡ください。

○宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

(3) ファミリーシップ宣誓[当日]

○宣誓日当日は、宣誓書(市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。)

や本人確認に必要な書類を準備いただき、お二人同時に会話できる環境において事前にお知らせする Zoom ミーティングルームの ID 及びパスコードを用いて、Zoom に接続してください。

お二人には宣誓書に自署いただくほか、Zoom を用いて画面越しに名古屋市職員が本人確認をいたします。

(4) 必要書類の郵送

必要書類（二人分※共通の書類は1通でかまいません）を名古屋市男女平等参画推進課まで送付してください。（「4 宣誓に必要な書類」についてもご確認ください。4 ページ参照）

【必要書類】

《すべての方》

- ① お二人に自署いただいた宣誓書
- ② 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ③ 独身であることを証明する書類（独身証明書等）
- ④ 切手180円分（定形外規格内）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形外規格内）※宣誓書受領証等について郵送以外で受け取りを希望される場合は、別途ご相談ください。

《宣誓者のお二人とも転入予定の場合》

- ⑤ 転入予定住所が確認できる書類（お二人とも転入予定の場合）

《子の氏名の記載を希望する場合》

- ⑥ 子の関係が確認できる書類（戸籍謄本等）

※お子さんの年齢が15歳以上の場合、お子さんご本人がファミリーシップ宣誓書受領証等へ名前を載せることを希望した旨がわかるもの（お子さん本人が自署した宣誓書やお子さん本人がその旨を自署した書類等）

《通称名の使用を希望する場合》

- ⑦ 通称名を使用していることが確認できる書類

社員証や学生証、通称名で3か月以内に届いた郵便物などのコピー等

(5) ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

○宣誓者のお二人から宣誓の手続き及び、必要書類の到着をもって、交付手続きを開始いたします。

○不備等がなければ、「ファミリーシップ宣誓書受領証」、「ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」に宣誓書の写しを添えて宣誓者へ交付します。

○交付には、必要書類の到着の確認から1週間ほどかかります。原則郵送いただく返信用封筒の宛先のご住所へ郵送いたします。※郵送以外を希望される場合は別途ご相談ください。

(6) 留意事項

- 名古屋市ファミリーシップ制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありません。
- 宣誓、受領証等の交付に費用はかかりません。
 - ※宣誓に必要な書類の交付手数料、返信用封筒及び切手代などは、宣誓者の自己負担となります。
- 提出された書類や記載されている個人情報等の内容は、厳重に守ります。

6 宣誓手続きの流れ（対面）

(1) 宣誓日の予約[事前]

- 宣誓予定日の原則 3 か月前から 1 週間前までに、次の方法でお二人とも出席できる日を事前予約してください。

（予約先：名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課）

- ①電話： 052-972-2234 平日の午前9時～午後5時
（正午～午後1時除く）

②FAX： 052-972-4206

- ③予約申込フォーム：次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/f/upw0A>



- 予約時には、以下の事をお伝えください。

①宣誓希望日・時間帯（第3希望まで）

宣誓できる時間：平日午前10時～午後4時30分

②宣誓されるお二人の氏名・ふりがな

次の場合は追加でお申し出ください。

- ・通称名で宣誓する場合：通称名
- ・宣誓者が外国籍の方：日本国籍でないこと
- ・子の氏名を記載する場合：子の氏名・ふりがな（5ページ参照）

③代表の方の日中の連絡先

- 予約の連絡をいただいた後、名古屋市から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整・確認のため、2開庁日以内にご連絡します。連絡が来ない場合は、お手数ですが男女平等参画推進課までご連絡ください。

- 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

(2) ファミリーシップ宣誓[当日]

- 宣誓場所：原則としてイーブルなごや（名古屋市男女平等参画推進センター）
住所：名古屋市中区大井町7-25 ※区役所では宣誓できません
※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。
- 予約した日時に必要書類（4・5ページ）をお持ちのうえ、必ずお二人そろっておいでください。（宣誓書は市が用意します。）
- 市職員の前でファミリーシップ宣誓を行い、「ファミリーシップ宣誓書」に自署し、ご提出ください。
- 市職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。
- ※書類に不備や不足がある場合は、宣誓書受理日は延期させていただくことがあります。

(3) ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付[宣誓から1週間程度]

- 宣誓に係る書類一式を確認の上、「ファミリーシップ宣誓書受領証」、「ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」に宣誓書の写しを添えて、宣誓者へ交付します。
- 宣誓から交付まで1週間ほどかかります。交付の準備ができましたら、ご連絡させていただきますので、本人確認書類を持ってお越しください。お越しいただくことが難しい場合は郵送いたします。

(4) 留意事項

- 名古屋市ファミリーシップ制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありません。
- 宣誓、受領証等の交付に費用はかかりません。
※宣誓に必要な書類の交付手数料などは、宣誓者の自己負担となります。
- 提出された書類や記載されている個人情報等の内容は、厳重に守ります。

7 宣誓した後について

宣誓後の受領証等に関する手続きは次のとおりです。

- (1) 受領証等の再交付
- (2) 宣誓事項の変更
- (3) 受領証等の返還
- (4) 宣誓書記載内容等証明書の交付
- (5) 宣誓書等から自分の氏名を削除したい場合（15歳以上のお子さん本人）

手続きについては原則、オンラインで申請を行っていただき、必要書類等については郵送にて男女平等参画推進課へ送付いただきます。

オンラインでの申請については、それぞれの手続きの申請用申込フォームより行っていますが、全ての手続きにおいて、本人確認のため、本人確認書類の画像データの貼付及び、本人確認書類とは別の顔写真※の貼付が必要となりますので、事前にご準備をお願いいたします。

【本人確認書類とは別の顔写真】

※ 本人確認書類との突合に使用します。

※ 3か月以内に撮影した、正面、上三分身（おおむね胸から上）、無帽、無背景、カラーのものとし、ご本人の顔が鮮明に分かるものをご提出ください。自撮り写真でもかまいません。

また郵送いただく必要書類等については、手続きにより異なりますため、各手続きの該当箇所をご覧ください。

※オンラインでの手続き等が難しい場合は、窓口でも対応いたしますので、男女平等参画推進課（連絡先については、25ページ参照）までご相談ください。

受領証等の再交付（届出事項の変更後の交付を含む）及び「ファミリーシップ宣誓書受領証等返還事実証明書」、「宣誓書記載内容等証明書」の交付にはお時間がかかります。（申請または必要書類の到着の確認から、1週間ほどかかります。）

重 要

各種書類（再交付された受領証等）は後日送付となります。送付するために必要な「返信先の住所」を記載した返信用封筒（定形外規格内）と切手代180円（定形外規格内）のご負担が必要です。

（１）受領証等の再交付

受領証等の紛失や汚損・毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行いますので、下記申請用申込フォームからファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請を行ってください。

なお、汚損・毀損を再交付理由とする場合は、当該宣誓書受領証と宣誓書受領証明書カードについて、ご提出いただく必要がございますため、名古屋市役所男女平等参画推進課まで郵送によりご提出ください。

紛失を再交付理由とする場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見した場合は、すみやかに名古屋市役所男女平等参画推進課まで郵送によりご提出ください。

【再交付申請用申込フォーム】次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/f/doZ92>



【郵送いただく必要書類等】

- 1 宣誓書受領証と宣誓書受領証明書カード（汚損・毀損の場合）
- 2 切手180円分（定形外規格内）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形外規格内）

(2) 宣誓事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、下記申請用申込フォームからファミリーシップ宣誓事項変更届の申請を行ってください。また、変更内容がわかる書類（新住所が記載された住民票記載事項証明書等）については申請とは別に名古屋市役所男女平等参画推進課まで郵送いただくとともに、変更前の宣誓書受領証と宣誓書受領証明カードについても合わせて郵送にてご提出ください。（受領証等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は除きます。）

お子さんの氏名の追記や削除を希望される場合も、ファミリーシップ宣誓事項変更届の申請を行ってください。お子さんの氏名を追記する場合、お子さんとの関係が確認できる書類（戸籍謄本等）が必要ですので、郵送にて名古屋市役所男女平等参画推進課まで郵送によりご提出ください。

また、15歳以上のお子さんの場合で、追記を希望される場合は、お子さんご本人が自ら記入した、ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式5）について、合わせて郵送ください。

なお、宣誓書、宣誓書受領証、宣誓書受領証明カードに氏名を記載された15歳以上のお子さんは、「ファミリーシップ宣誓に関する申立書」により自分の氏名の削除を申し出ることができます。（18ページ参照）

【宣誓事項変更申請用申込フォーム】次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/f/dEhXQ>



【郵送いただく必要書類等】

- 1 宣誓書受領証と宣誓書受領証明カード（受領証等の紛失その他やむを得ない理由がある場合を除く）
- 2 切手180円分（定形外規格内）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形外規格内）
- 3 変更内容がわかる書類
 - (i) 住所変更の場合…変更後の住所を証明する書類（住民票の写し（等））
（発行から3か月以内のもの）
 - (ii) 子どもを追記する場合…子との関係性が分かる書類（戸籍抄本等）
※15歳以上のお子さんの場合…お子さんご本人が自ら記入した、ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式5）

(3) 受領証等の返還

次の場合、宣誓書受領証及び宣誓書受領証明カードを返還する必要がありますので、ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届の申請を行ってください。なお、宣誓書受領証と宣誓書受領証カードについて、名古屋市役所男女平等参画推進課まで郵送によりご提出ください。(受領証等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は除きます。)

また、希望される方へは、「ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届受理事実証明書」を交付しますので、申請フォームでその旨選択ください。

返還の必要がある場合

- ① ファミリーシップを解消したとき
- ② 一方が亡くなられたとき(※1)
- ③ お二人とも市内に住所を有しなくなったとき(※2)
- ④ 宣誓が無効となったとき(※3)
- ⑤ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

※1 ファミリーシップにお子さんが含まれている場合、パートナーの一方が亡くなられた場合でも、残された方々が、引き続きファミリーシップの関係の継続を希望し、生計を同一としている場合は、返還の必要はありません。(6(2) 宣誓事項の変更は必要となります。)

※2 名古屋市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度にかかる連携をしている自治体との間で転出入する場合、手続きが一部省略できます。

(19ページ参照) なお、連携自治体については、ホームページでご確認ください。

※3 宣誓が無効になるとき

以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。

- ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- ・宣誓書の内容に虚偽があるとき
- ・宣誓できる方の要件に反しているとき
- ・市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき

返還された場合、また無効となった場合には、名古屋市のウェブサイト上に、「ファミリーシップ宣誓書受領証」と「ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」の交付番号を公表します。

【返還申請用申込フォーム】次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/f/MJAV4>



【郵送いただく必要書類等】

- 1 宣誓書受領証と宣誓書受領証明カード（受領証等の紛失その他やむを得ない理由がある場合を除く）

※ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届受理事実証明書の交付を希望する場合は切手180円分（定形外規格内）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形外規格内）についても必要です。

（４）宣誓書記載内容等証明書の交付

最新の日付で宣誓したことを証明するものが欲しいといった理由等で、「ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書」が必要な場合は、「宣誓書記載内容等証明書交付の申請を行ってください。

【証明書交付申請用申込フォーム】次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/f/uYdLG>



【郵送いただく必要書類等】

- 1 切手180円分（定形外規格内）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形外規格内）

(5) 宣誓書等から自分の氏名を削除したい場合 (15歳以上のお子さん本人)

宣誓書、宣誓書受領証、宣誓書受領証明カードに氏名を記載された15歳以上のお子さんは、「ファミリーシップ宣誓に関する申立」の申請を行うことで、自分の氏名の削除を申し出ることができます。

【氏名削除申請用申込フォーム】次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/f/WEC9i>



【郵送いただく必要書類等】

※特に郵送いただく書類等はありませんが、「ファミリーシップ宣誓に関する申立」の申請について手続きの後、当該申請に係る宣誓者の方へご連絡させていただき、受領証等の返還をお願いさせていただきます。

定期連絡について

受領証明書等をお持ちの方には、宣誓内容等の変更がないか、年一回程度メール等でご連絡する予定です。

8 自治体間連携について

名古屋市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度にかかる連携をしている自治体との間で転出入する場合、手続きが一部省略できます。

なお、連携自治体については、ホームページでご確認ください。

名古屋市から転出する場合

名古屋市から連携自治体へ転出する場合、宣誓書受領証等返還届の手続きは不要です。転入先の自治体で継続申告（届出）の手続き及び名古屋市の受領証等の返還を行ってください。

※転入先の自治体の制度要件によっては、継続ができない場合があります。詳しくは転入先の自治体の要件をご確認ください。

名古屋市に転入する場合

連携自治体から名古屋市に転入する場合は、継続申告によって名古屋市の宣誓書受領証等を発行します。【1】～【3】のいずれかの方法で継続申告をすることができます。

【1】オンライン（継続申告用フォームを用いた）継続申告

お二人から継続申告用フォームにてそれぞれ手続きをいただき、必要書類等については郵送にて名古屋市役所男女平等参画推進課へ送付いただきます。

本人確認のため、本人確認書類の画像データの貼付及び、本人確認書類とは別の顔写真※の貼付が必要となりますので、事前にご準備をお願いいたします。

【本人確認書類とは別の顔写真】

※ 本人確認書類との突合に使用します。

※ 3か月以内に撮影した、正面、上三分身（おおむね胸から上）、無帽、無背景、カラーのものとし、ご本人の顔が鮮明に分かるものをご提出ください。自撮り写真でもかまいません。

交付には、申請または必要書類の到着の確認から、1週間ほどかかります。

重 要

ファミリーシップ宣誓書受領証等は後日送付となります。送付するために必要な「返信先の住所」を記載した返信用封筒（定形外規格内）と切手代180円（定形外規格内）のご負担が必要です。

【継続申告用フォーム】次のホームページアドレス・2次元コード

<https://logoform.jp/f/VdzOA>

（継続申告者お二人とも、それぞれ下記手続きが必要です。）



【郵送いただく必要書類等】（二人分※共通の書類は1通でかまいません）

《すべての方》

- ①転出元の自治体での交付された宣誓書受領証等
- ②住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ③切手180円分（定形外規格内）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形外規格内）

《宣誓者のお二人とも転入予定の場合》

- ④転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写しなど）

※転入後に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出する必要があります。

（継続申告後3か月以内）

※宣誓者の一方又は双方に、生計を同一にする、お子さんがいる場合であって、受領証等に当該お子さんの氏名の記載を希望する場合は別途手続きが必要となる場合がございます。詳しくは予約時にお問い合わせください。

※その他、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

★継続申告前にご確認ください

- ・継続申告をいただくと、名古屋市から転出元自治体にお名前や「継続申告があったこと」を連絡します。
- ・交付事務が必要があるときは、転出元自治体に関係書類の写しの交付を求めることがあります。
- ・継続申告の手続きが完了した後は、再交付や返還などについて名古屋市ファミリーシップ制度の取扱いとなります。
- ・名古屋市に転入される場合は、転入後3か月以内に継続申告の手続きをお済ませください。

【2】オンライン（ウェブ会議システムを用いた）継続申告

（1）予約受付[事前]

○継続申告を希望される日の原則3か月前から1週間前までに、次の方法でお二人とも出席できる日を事前予約してください。

（予約先：名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課）

①電話：052-972-2234 平日の午前9時～午後5時
（正午～午後1時除く）

②FAX：052-972-4206

③申込フォーム：次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/f/YdbPZ>



○予約時には、以下の事をお伝えください。

①手続き希望日・時間帯（第3希望まで）

手続きができる時間：平日午前10時～午後4時30分

②継続申告されるお二人の氏名・ふりがな

次の場合は追加でお申し出ください。

・通称名で宣誓する場合：通称名

・子の氏名を記載する場合：子の氏名・ふりがな（5ページ参照）

③転出元の締結自治体名

④代表の方の日中の連絡先

○予約の連絡をいただいた後、名古屋市から「手続き日時、場所、必要書類等」の調整・確認のため、2開庁日以内にご連絡します。連絡が来ない場合は、お手数ですが男女平等参画推進課までご連絡ください。

○手続き日時は、状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

★ご予約前にご確認ください

- ・継続申告のご予約をいただくと、名古屋市から転出元自治体にお名前や「継続申告の予約があったこと」を連絡します。
- ・交付事務に必要なときは、転出元自治体に関係書類の写しの交付を求めることがあります。
- ・継続申告の手続きが完了した後は、再交付や返還などについて名古屋市ファミリーシップ制度の取扱いとなります。
- ・名古屋市に転入される場合は、転入後3か月以内に継続申告の手続きをお済ませください

(2) 継続申告[当日]

○宣誓日当日は、継続申告書（市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。）や本人確認に必要な書類を準備いただき、お二人同時に会話できる環境において事前にお知らせする Zoom ミーティングルームの ID 及びパスコードを用いて、Zoom に接続してください。

お二人には継続申告書に自署いただくほか、Zoom を用いて画面越しに名古屋市職員が本人確認をいたします。

(3) 必要書類の郵送

必要書類を名古屋市男女平等参画推進課まで送付してください。

【必要書類】（二人分※共通の書類は1通でかまいません）

《すべての方》

- ①お二人に自署いただいた継続申告書
- ②転出元の自治体で交付された宣誓書受領証等
- ③住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ④切手180円分（定形外規格内）を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（定形外規格内）

《宣誓者のお二人とも転入予定の場合》

- ⑤転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写しなど）

※転入後に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出する必要があります（継続申告後3か月以内）

※宣誓者の一方又は双方に、生計を同一にする、お子さんがいる場合であって、受領証等に当該お子さんの氏名の記載を希望する場合は別途手続きが必要となる場合がございます。詳しくは予約時にお問い合わせください。

※その他、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

重 要

ファミリーシップ宣誓書受領証等は後日送付となります。送付するために必要な「返信先の住所」を記載した返信用封筒（定形外規格内）と切手代180円（定形外規格内）のご負担が必要です。

(4) ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付[宣誓から1週間程度]

○申告に係る書類一式を確認の上、「ファミリーシップ宣誓書受領証」、「ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」を継続申告者へ交付します。

○必要書類が名古屋市役所に届いてから交付まで1週間ほどかかります。原則郵送いただく返信用封筒の宛先のご住所へ郵送いたします。※郵送以外を希望される場合は別途ご相談ください。

【3】対面による継続申告

(1) 予約受付[事前]

○継続申告を希望される日の原則3か月前から1週間前までに、次の方法でお二人とも出席できる日を事前予約してください。(予約先：名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課)

①電話：052-972-2234 平日の午前9時～午後5時
(正午～午後1時除く)

②FAX：052-972-4206

③申込フォーム：次のホームページアドレス・2次元コード
<https://logoform.jp/f/w1dcR>



○予約時には、以下の事をお伝えください。

①手続き希望日・時間帯(第3希望まで)

手続きができる時間：平日午前10時～午後4時30分

②継続申告されるお二人の氏名・ふりがな

次の場合は追加でお申し出ください。

・通称名で宣誓する場合：通称名

・子の氏名を記載する場合：子の氏名・ふりがな(5ページ参照)

③転出元の締結自治体名

④代表の方の日中の連絡先

○予約の連絡をいただいた後、名古屋市から「手続き日時、場所、必要書類等」の調整・確認のため、2開庁日以内にご連絡します。連絡が来ない場合は、お手数ですが男女平等参画推進課までご連絡ください。

○手続き日時は、状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

★ご予約前にご確認ください

- ・継続申告のご予約をいただくと、名古屋市から転出元自治体にお名前や「継続申告の予約があったこと」を連絡します。
- ・交付事務に必要なときは、転出元自治体に関係書類の写しの交付を求めることがあります。
- ・継続申告の手続きが完了した後は、再交付や返還などについて名古屋市ファミリーシップ制度の取扱いとなります。
- ・名古屋市に転入される場合は、転入後3か月以内に継続申告の手続きをお済ませください。

(2) 継続申告[当日]

- 手続き場所：原則としてイーブルなごや（名古屋市男女平等参画推進センター）
住所：名古屋市中区大井町7-25 ※区役所では手続きできません
※手続きは、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

○予約した日時に以下の必要書類（二人分※共通の書類は1通でかまいません）をお持ちください。

《すべての方》

- ①転出元の自治体での交付された宣誓書受領証等
- ②住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ③本人確認書類（4ページ参照）

《宣誓者のお二人とも転入予定の場合》

- ④転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写しなど）

※転入後に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出する必要があります
（継続申告後3か月以内）

※宣誓者の一方又は双方に、生計を同一にする、お子さんがいる場合であって、受領証等に当該お子さんの氏名の記載を希望する場合は別途手続きが必要となる場合がございます。詳しくは予約時にお問い合わせください。

※その他、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

○宣誓継続申告書は、手続き当日にご記入いただきます。

○必ずお二人そろっておいでください。

※宣誓者の一方又は双方に、生計を同一にする、お子さんがいる場合であって、受領証等に当該お子さんの氏名の記載を希望する場合は別途手続きが必要となる場合がございます。詳しくは予約時にお問い合わせください。

(3) ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付[宣誓から1週間程度]

○申告に係る書類一式を確認の上、「ファミリーシップ宣誓書受領証」、「ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」に申告書の写しを添えて、宣誓者へ交付します。

○継続申告から交付まで1週間ほどかかります。交付の準備ができましたら、ご連絡させていただきますので、本人確認書類を持ってお越しください。お越しいただくことが難しい場合は郵送いたします。

9 よくある質問

Q1 ファミリーシップ制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、名古屋市のファミリーシップ制度は、要綱(市の内部規定)に基づき、実施されるものであり、法的効力が発生するものではありません。

Q2 対象は同性同士のパートナーだけですか？

同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。また、性的マイノリティに限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

Q3 ファミリーシップ制度の利用に費用はかかりますか？

宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証明カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q4 区役所でも宣誓できますか？

区役所では宣誓できません。対面で宣誓される場合、宣誓場所は原則イーブルなごや（名古屋市男女平等参画推進センター）にて行います。

○イーブルなごや（男女平等参画推進センター） 中区大井町7番25号

地下鉄名城線「東別院駅」下車①番出口 東へ徒歩3分

市バス金山26系統または昭和巡回系統「大井町」バス停前

また、オンラインによる宣誓も可能ですので、イーブルなごや（名古屋市男女平等参画推進センター）へご来所いただくことが困難な場合は、そちらもご検討ください。

Q5 宣誓の際に個室を利用することはできますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。

また、オンラインによる宣誓も可能ですので、そちらもご検討ください。

Q6 代理人や郵送による方法で宣誓はできますか？

対面での宣誓の場合は、市職員の面前で、お二人で「ファミリーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。

なお、オンラインによる宣誓も可能ですので、そちらもご検討ください。

Q7 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q8 同居していなくても宣誓できますか？

同居していなくても宣誓できます。

Q9 通称名は使用できますか？

性別違和等の理由により、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、その通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称名で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する受領証等は、通称名及び戸籍上の氏名が併記されたものとなります。

Q10 外国籍の方もファミリーシップ宣誓できますか？

外国籍の方も宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。なお、ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q11 養子縁組をしています、宣誓できますか？

民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしていても宣誓することができます。

Q12 受領証等は即日発行されますか？

宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。

10 相談窓口

性的少数者の当事者や家族などの周りの方々が利用できる相談窓口です。秘密厳守。

■名古屋市にじいろ相談

①名古屋市にじいろLINE相談

実施日時：毎月第2月曜日、第3水曜日、第4土曜日午後7時～午後10時（祝日も実施）

LINE公式アカウント名「名古屋市にじいろ相談」

ご利用の前に、次のいずれかの方法で友だち登録をしてください。

- ・下記の二次元コードを読み取って友だち登録
- ・ID「@667molvl」より「名古屋市にじいろ相談」を友だち登録
- ・LINEの「公式アカウント」から、「名古屋市にじいろ相談」で検索し登録



②名古屋市にじいろ電話相談（名古屋市セクシュアリティ・マイノリティ電話相談）

TEL：052-321-5061

実施日時：毎月第2金曜日 午後7時～午後9時（祝日も実施）

実施主体：名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

■よりそいホットライン

TEL：0120-279-338

実施日時：24時間対応

実施主体：一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

名古屋市ファミリーシップ制度利用の手引き

令和7年4月版

発行 名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

【本制度についてのお問合せ】

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

電 話 052-972-2234

F A X 052-972-4206

電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp